

行政の福祉化推進会議公務労働検討チーム設置要領

(目 的)

第1条 大阪府の公務労働内における障がい者及び、ひとり親家庭の父母等の就労機会の拡大を図る観点から、障がい者の障がい特性並びにひとり親家庭の父母等の状況把握に努め、その適職を調査研究し、就労支援方策を検討するため、行政の福祉化推進会議設置要綱第7条に基づき、行政の福祉化推進会議公務労働検討チーム（以下「検討チーム」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討チームは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大阪府の公務労働内における知的障がい者をはじめとした障がい者やひとり親家庭の父母等の適職の調査研究
- (2) 大阪府における知的障がい者をはじめとした障がい者やひとり親家庭の父母等の就労機会の確保方策
- (3) 大阪府におけるチャレンジ雇用の推進、及びその効果検証を踏まえた、さらなる知的障がい者等の雇用促進方策
- (4) 大阪府の委託業務を活用した知的障がい者をはじめとした障がい者やひとり親家庭の父母等の就労機会の確保方策
- (5) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3の規定に基づく障がい者活躍推進計画の策定、計画の実施状況の把握及び計画の見直し
- (6) その他障がい者、ひとり親家庭の父母及び難病患者等の就労機会の拡大のために検討を要すると認められる事項

(構 成)

第3条 検討チームは、別表1に掲げる委員をもって構成する。

ただし、第2条に掲げる(5)の事項について検討する場合は、別表1の委員に加え、別表2の委員をもって構成する。

(座 長)

第4条

- 1 検討チームに座長及び副座長を置く。
- 2 座長は、障がい福祉室自立支援課担当課長補佐の職にある者を、副座長は、人事課担当課長補佐の職にある者をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐する。

(会 議)

第5条

- 1 検討チームは、座長が招集し、座長がその進行を行う。
- 2 座長は、第2条に規定する事項を審議するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 検討チームの事務局を障がい福祉室自立支援課及び人事課に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、検討チームの運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年12月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年12月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年12月5日から施行する。

別 表（第3条関係）

（別表1）

部局名	委 員	
総務部	人事課 担当課長補佐	副座長
福祉部	福祉総務課 担当課長補佐	
	障がい福祉室 自立支援課 担当課長補佐	座 長
	子ども家庭局 子育て支援課 担当課長補佐	
商工労働部	雇用推進室 労働環境課 担当課長補佐	
	雇用推進室 就業促進課 担当課長補佐	
教育庁	教育総務企画課 担当課長補佐 （教育政策）	
	教育振興室 支援教育課 担当課長補佐	
健康医療部	保健医療室 地域保健課 担当課長補佐	

（別表2）

議会事務局	総務課 担当課長補佐	
教育庁	教育総務企画課 担当課長補佐 （総務）	
選挙管理委員会事務局	担当課長補佐	
監査委員事務局	総務課 担当課長補佐	
人事委員会事務局	任用審査課 担当参事	
海区漁業調整委員会 事務局	書記長	